

7. 認知症の度合いに応じた社会資源の種類

認知症の症状は人それぞれで経過は異なり、必ずしもこのとおりの経過をたどるわけではありませんが、今後の経過の中で大まかな状態を知り、今後を見通す参考となれば幸いです。

本人の様子 (見られる症状や 行動の例)	症状の度合い					
	軽い	←	症状の度合い	→	重い	
支援の内容	認知症の疑い		認知症を有するが 日常生活は自立	誰かの見守りがあれば 日常生活は自立	日常生活に 手助け・介護が必要	常に介護が必要
ご本人、ご家族へのお願い	<ul style="list-style-type: none"> ● まずは、かかりつけの医師などの医療機関の診察（早期発見・早期対応は大切です）を受けましょう。 ● ご本人、ご家族だけで抱え込まず、高齢者の総合相談窓口「地域包括支援センター」などに相談しましょう。 また、同じ立場の人が集まり話を聞いたり自分の気持ちを話せる場（認知症カフェ・家族の会など）を持つことも重要です。 ● 介護保険サービスなどを利用しましょう。 ● 地域の見守り活動（地域支えあいの会、老人クラブなどの団体）を利用しましょう。 					
認知症の方を支えるサービス等	認知症や要介護状態にならない、悪化させないための予防	運動、頭の体操などによる介護予防教室に参加する⇒P.19～20 (健康福祉課、保健センター、地域包括支援センター、中央公民館)				
		特技や趣味を生かした活動(公民館、図書館、シルバー人材センター)				
		地域の活動(ふれあいいきいきサロンへの参加、老人クラブ活動等) ⇒P.19～20				
		通いでリハビリを行うほか、入浴、食事などのサービスを利用する(デイサービス) ⇒P.21、P.24、P.27、28				
	医療機関	かかりつけ医、認知症の相談ができる医療機関、認知症疾患医療センター ⇒P.11～12				
		かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局 自宅で医療・看護サービスを受ける(訪問看護、訪問リハビリ)⇒P.21、P.23～24				
相談	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の総合相談窓口を利用する(地域包括支援センター) ⇒P.10 ・認知症に関する相談をする(認知症地域支援推進員) ⇒P.10 ・介護サービスの利用について相談する(居宅介護支援事業者) ⇒P.10、P.22 ・成年後見に関する相談、法律相談を利用する(健康福祉課、社会福祉協議会、人権推進課) ⇒P.17 					
在宅介護	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅で入浴、食事などの支援を受ける(訪問介護) ⇒P.21、P.23 ・通いでレクリエーションや入浴、食事などのサービスを利用する(デイサービス)⇒P.21、P.24、P.27、28 ・通いを中心として訪問や泊まりのサービスを利用する(小規模多機能型居宅介護)⇒P.21、P.28 ・24時間対応の訪問介護・訪問看護サービスを利用する(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)⇒P.21、P.28 					
生活支援・家族支援	<ul style="list-style-type: none"> ・配食サービスを利用する(健康福祉課、社会福祉協議会)、部屋の掃除、庭仕事などをお願いする(社会福祉協議会) ⇒P.14 ・買い物や通院など外出の支援を受ける(社会福祉協議会、都市計画課、健康福祉課) ⇒P.14～15 ・見守り・声かけ支援を利用する(健康福祉課、社会福祉協議会) ⇒P.15～16 ・本人や家族などのつどいに参加する(おしゃべりサロン、オレンジカフェ、認知症の人と家族の会埼玉県支部) ⇒P.13、P.18 					
住まい	見守りサービスなどがある住宅に住む(サービス付高齢者向け住宅、有料老人ホーム) ⇒P.29			施設で介護を受ける(特別養護老人ホーム、		
	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的な環境で共同生活を送る(グループホーム) ⇒P.21、P.27 					